

EUにおける越境広域協力の課題と展望：北東アジア地域への視座¹

岡 野 芽 理（早稲田大学大学院生）

はじめに

マクロレベルの地域統合の動きが、ヨーロッパ、北米、南米、アフリカなど世界各地で見られる。EUは地域統合の先行例であり、超国家的行政と政府間主義的側面とを持ち合わせる独自の政体として捉えられている。国家の枠組みを超えた機構と制度への主権委譲、共通市場と单一通貨の実現は従来の国家の概念に変容をもたらし、各加盟国のサブナショナルレベルにも大きな影響を与えてきた。EUレベルへの制度や行動の収斂が、地方・地域レベルの重要性を高めることになった。EU統合プロセスにおけるサブナショナルレベルの政策決定過程への参加に伴い、加盟国内の分権化や地域主義は1980年代頃より顕著になり「地域からなるヨーロッパ」説の最盛期をもたらした²。ひいては国境を越えた自治体間の水平的なネットワーク形成を促した。

EUのガバナンスにおける多次元性や、諸々のネットワークの発展は、国家間の境界線に一括されていたボーダーが相対的に希薄化した結果として、EUや地域というレベルのボーダーへと分散してきた結果として捉えられる³。

そのような流れの中で、EU地域政策にも変容が生じている。再分配措置と平行して、地域のニーズやイニシアチブを重視した一連の政策が開始

されるようになった。その中でもインターレグは、国境を越えた協力を支援する非常にユニークな政策である。とりわけ広域圏協力（Transnational Cooperation）は、隣接地域間協力（Cross-Border Cooperation）にとどまらず、複数の加盟国自治体が地理的・文化的要素に基づいて、越境的な共通行政空間を設定するものであり、新たな試みとして注目に値する。

越境広域協力は、国民国家の垣根を超える協力というEU統合の基本的理念をサブナショナルなレベルで実践させるものである。またそれは、ヨーロッパを特徴付ける地域的多様性を確保しながら、統合を達成するための手段でもある⁴。

越境協力には、EU主導の枠組み以外に、歴史的に地域の草の根レベルにおいて培われてきたボトムアップ型の地域間協力も存在する。これらはインターレグの基盤であり、2つが同時に混在する状態が現在のヨーロッパの越境広域協力の特徴である。各地域にはそれぞれ固有の問題や状況があり、EUによる制度と、地域住民の生活や意識面の実態との乖離という側面から見て、インターレグをトップダウンの官僚的政策とする批判的見解もある⁵。インターレグのような、EU・国家及びサブナショナルレベルが関与する政策の分析には、マルチレベル・ガバナンスが有効な枠組みとされてきた。しかし、この理論は多様な層の静態的側面を分析したものであり、水平的なアクター

キーワード：

越境広域協力、インターレグ、国際公共財、公共・空間政策、北東アジア

間の相互作用や重複する管轄権を説明しにくいという欠点が見られる⁶。

EU政策過程におけるサブナショナルレベルの関与や、越境地域間協力を巡る問題は、EU統合と、地域ガバナンスの在り方に対する制度的関心へと繋がっている。

EUは構造基金を通じて後進地域支援を続けてきた。しかし地域間格差は依然として存在している。EU拡大に伴い地域間格差は一層広がった。同時に援助対象が中・東欧地域へ移動したことにより、旧加盟国地域は従来の補助金に甘んじていられない状況に置かれた。このような文脈から、セクター主義を超えてEU領域全体の発展を目指すため、より総合的な視点に立つ地域計画のニーズが出現してきた。インターレグを通じた越境広域協力の経験を経て、EUは現在、戦略的なビジョンに基付いた、EU公共・空間計画（Spatial Planning）に着手している⁷。

ヨーロッパにおける越境広域協力は如何なる制度の下に運営され、それはEU統合や地域のガバナンスにおいてどのような役割を果たすのか。EUが将来的に目指す空間とはどのようなものであり、その実現に向かいかなる課題が残されているのであろうか。

これらの観点に立ち、本稿ではEUにおける越境広域協力と公共・空間計画について考察する。EUの越境協力が発展してきた経緯を振り返り、インターレグのケーススタディを通じて越境広域協力の制度的側面、意義と問題点を検討する。次にEUのグランド・デザイン文書『European Spatial Development Perspective :ESDP』を中心として、EU公共・空間政策の課題について考察する。

最後に、先行例であるEUとの比較において、北東アジア⁸における越境広域協力の展望についての検討を試みる。当該地域における地域統合過程には多くの困難が横たわり、現在も北東アジア諸国は個別の争点を巡る排他的ナショナリズムや

主権国家のパラダイムからの脱出に苦心している。国家間の協力制度がまだ確立していない状況の中、海という共通の国際公共財を共有する北東アジア地域にとって、自治体を中心とした越境広域協力は実質的な協力の進展においても、また将来的な統合構想を射程に置いた議論の中でも有益な視座をもたらすものであると考える。

1. EU統合における越境協力プログラム：インターレグの発展

1.1 インターレグの発展

EUは経済的・社会的結束という目的の下で、域内における地域間格差を正るために地域・構造政策を通じて経済的に不利な地域に対する援助を実施してきた。それは優先目的とGDPに基付いて分類された地域に対する再分配措置と、EUに共通の諸問題を解決する共同体イニシアチブにより構成されている。その1つが越境協力政策・インターレグである。

インターレグは、EUの共通市場実現に伴う諸問題に対処するため、1990年に欧州委員会によって導入された。共通市場の実現には域内の人・物・サービスのスムーズな移動を保障するために、国境地域における行政制度の調整が問題となっていた。このような背景から開始されたインターレグⅠ（1990-1993）は南欧諸国（スペイン・ポルトガル）へのインフラ整備とエネルギー供給が中心であった。当時の適用ガイドラインは以下の基準に基づいていた⁹。①経済活動からの遠隔性による、地域発展の障害除去に対する援助、②越境協力ネットワークの拡大、③非加盟国と共同体との境界地域援助、④域外地域における協力である。続くインターレグⅡ（1994-1999）では対象範囲が広がり、政策内容も変化した。ⅡA・ⅡBに加えてⅡCプログラムが1997年から開始された¹⁰。Cプログラムは「地域計画・空間計画におけるトランサンショナルな協力」という目的の下、EU

を、国境を越えて形成される7つの広域圏に分けていることが特徴的である¹¹。この新プログラムの開始には、欧州委員会と地域政策総局が発行した『Europe2000』(1991) や『Europe2000+』(1994) といった文書が大きく影響している。欧州委員会も加盟国や地域委員会と共にEUの空間開発に向けより総合的な視点に立った調査や研究を進めていたのである。これらの文書には今後のEU領域の発展に向けて、国土開発の視点に基付き、単一の経済中心地のみならず、経済的、地理的、文化的な条件や問題を共有する複数の広域圏が並存するヨーロッパ構想が描かれている¹²。EUが統合の理念として掲げる「多様性の中の統合」、そして地域間格差の是正という目的を実現するために、域内地域の多様な状況や個別の問題をふまえつつ、EU領域における様々な共通問題を最初に提示した点で画期的であろう。

インターレグ予算は拡大毎に増加し、1995年の第三次拡大（スウェーデン、フィンランド、オーストリア）後は30億65万ECUになった¹³。その内ⅡCプログラムは4億1284万ECUを占めていた。政策分野はa) トランサンショナルな協力、b) 洪水の緩和、c) 干ばつ予防に分かれ、予算はそれぞれ1億2069万ECU、1億4815万ECU、1億1400万ECUであった。

b)とc)に見られるように、当時のインターレグⅡCには自然災害に対する措置が盛り込まれており、配分比重も最も高かった。環境や災害に対する認識が共同体イニシアチブにおいて高まった背景には、90年代中期のライン川洪水が大きく影響を与えたといえよう。ここから伺えるのは、河川の氾濫は全周辺地域に影響する国際的問題であるという認識、単なる自然災害ではなく人災、すなわち土地利用や森林伐採等の空間開発とも深く関係しているという認識が、EUと当該地域政府両者において共有されてきたことである。

インターレグⅡCは試験的な性質を持っていたが、事後評価報告によると各レベルや組織の枠組

みを超えた協力関係の確立が、最も評価された成果とされている。対象地域に関するデータベースの作成や、空間政策に対する共通認識が生まれたことがプラスのインパクトとして評価される。他方、加盟国間の調整や各国毎の業務執行における文化・習慣の相違、コミュニケーションツールとしての語学能力の問題、下請け業務パートナー選択の問題、そして時間的制限がプログラム実施における障害となることが指摘された。従って、インターレグⅡCを通じた複数の国家をまたぐ広域圏協力の実施には、隣接する2地域間の協力であるインターレグⅡAと比較した場合、行政面、技術面において、より高度な運営能力や参加アクターのモチベーションが要求されることが明らかになった。

以上の事後評価により、インターレグⅢプログラムにおいて改善すべき点が示された。請負契約を制限し、地域、地方自治体に一層の責任を持たせること。そしてより多くのセクターとの協力推進、特に私的セクターの協力と参加を促すことが強調された。

インターレグⅢでは予算額も増加し、2000-2006年度構造基金の5.35%に相当する48億7500万ユーロがERDF予算から出資された。インターレグⅢの目的は、国境を越える様々な規模の地域間協力を通じて、EUにおける経済的・社会的結束を強化し、ヨーロッパ領域の均衡的で調和の取れた発展と統合を促すことである¹⁴。

インターレグⅢは以下の3分野に分類される。先述した越境広域協力ⅡCプログラムが、現在のⅢBにあたることになる。

- 1) A：越境協力 (Cross-border cooperation)
国境地域間の発展を推進する。域外国境地域や沿岸地域も対象とする。
- 2) B：越境広域協力 (Transnational cooperation)
域内全域をカバーする均衡の取れた地域的統合への貢献を目的とする。
- 3) C：地域間協力 (Interregional cooperation)

地域間協力による結束と、地域開発政策の効果や手段の改善を目的とする。

プログラムには当該地域の発展的戦略と、越境協力の両側面が明示されているものであること、また雇用創出、競争力の改善、持続可能な開発、環境への配慮、男女の機会均等、パートナーシップ原則、共同体競争政策の遵守が条件となる。インテラグⅡCとの比較において実施期間は6年になりプロジェクトの数も増大した。またⅡCにおいては、より実施面に重きを置いたプロジェクトが組まれていることも特徴である。

現在、インテラグⅢBのプログラムは13件存在している（次頁図1参照）。

- 1) アルプス空間 (Alpine space)
- 2) 地中海アーチ (Archimed)
- 3) 大西洋エリア (Atlantic area)
- 4) バルト海地域 (Baltic sea region)
- 5) 中央、アドリア海沿岸地域、ドナウ河流域、南東ヨーロッパ地域 (Central, Adriatic, Danubian and South-east Europe)
- 6) 北欧地域 (Northern periphery)
- 7) 北海地域 (North sea region)
- 8) 南西ヨーロッパ地域 (South west Europe)
- 9) 北西ヨーロッパ地域 (Nouth west Europe)
- 10) 西地中海地域 (Western Mediterranean)
- 11) カリブ海地域(最遠隔地域-Caribbean space)
- 12) マディラ諸島・カナリア諸島・アゾレス諸島 (Macronesia)
- 13) インド洋レユニオン島 (Reunion island)

以上のⅢBプログラムはⅡCプログラムと共に多くの地域も多く、いずれも固有の地理的条件を共通に持つ地域が対象となっている。また11) のようにEU域外地域を含めたプログラムが行われていることも興味深い。拡大の展望に沿って、今期のインテラグは域外国境地域へ特別な注意を払っている。同様に12) や13) のように、バルカン半島やその他の島嶼地域も助成対象となっている。

1.2 インテラグⅢB事例：アルプス空間プログラム (Alpine Space program)

アルプス空間プログラムは、アルプスに隔てられる西側、東側、北側、南側アルプス全範囲を対象としている。広大な山岳地帯であるアルプス地域は、イタリアのピエモンテ州や、それに隣接する平野、地中海とアドリア海を縁取る沿岸地帯、及びドナウ渓谷やポー河、アディジエ河、ローヌ河、ライン河の一部も含む地域である。またアルプス地域は北イタリアの中心都市ミラノやトリノ、パリに次ぐフランス第二の都市リヨン、多くの国際機関の本部が置かれているジュネーブ等、ヨーロッパにおいて最も求心力のある大都市を含んでいる。

プログラムパートナー国は以下7カ国である。

- ・ドイツ：高バイエルン地方、シュヴァルツバルト、(バイエルン州)、チュービンゲン、フライブルク(バーデン＝ヴュルテンブルグ州)
- ・オーストリア全域
- ・フランス：(ローヌ＝アルプ州、プロヴァンス＝コートダジュール州、ランシュ＝コンテ州、アルザス州)
- ・イタリア：(ロンバルディア州、フリウリ＝ヴェネチア・ジュリア州、トレンティーノ＝アルト＝アディジエ自治州、ヴァッレ＝アオスタ州、ピエモンテ州、リグーリア州)
- ・スロヴェニア
- ・スイス
- ・リヒテンシュタイン公国

特徴的なのはスイス、リヒテンシュタイン公国といったEU非加盟国も含まれている事である。これら二国は地理的にアルプス地域に重なっており、フランスやイタリアとも国境を接し、地域的に共通の利害関係を有している。アルプス地域プログラムにおける目的は以下の4つである：

- 1) ヨーロッパにおける発展ネットワークの中で、アルプス地域を求心力ある魅力的な地域にする。

The 13 Interreg III B programmes (2000-2006)

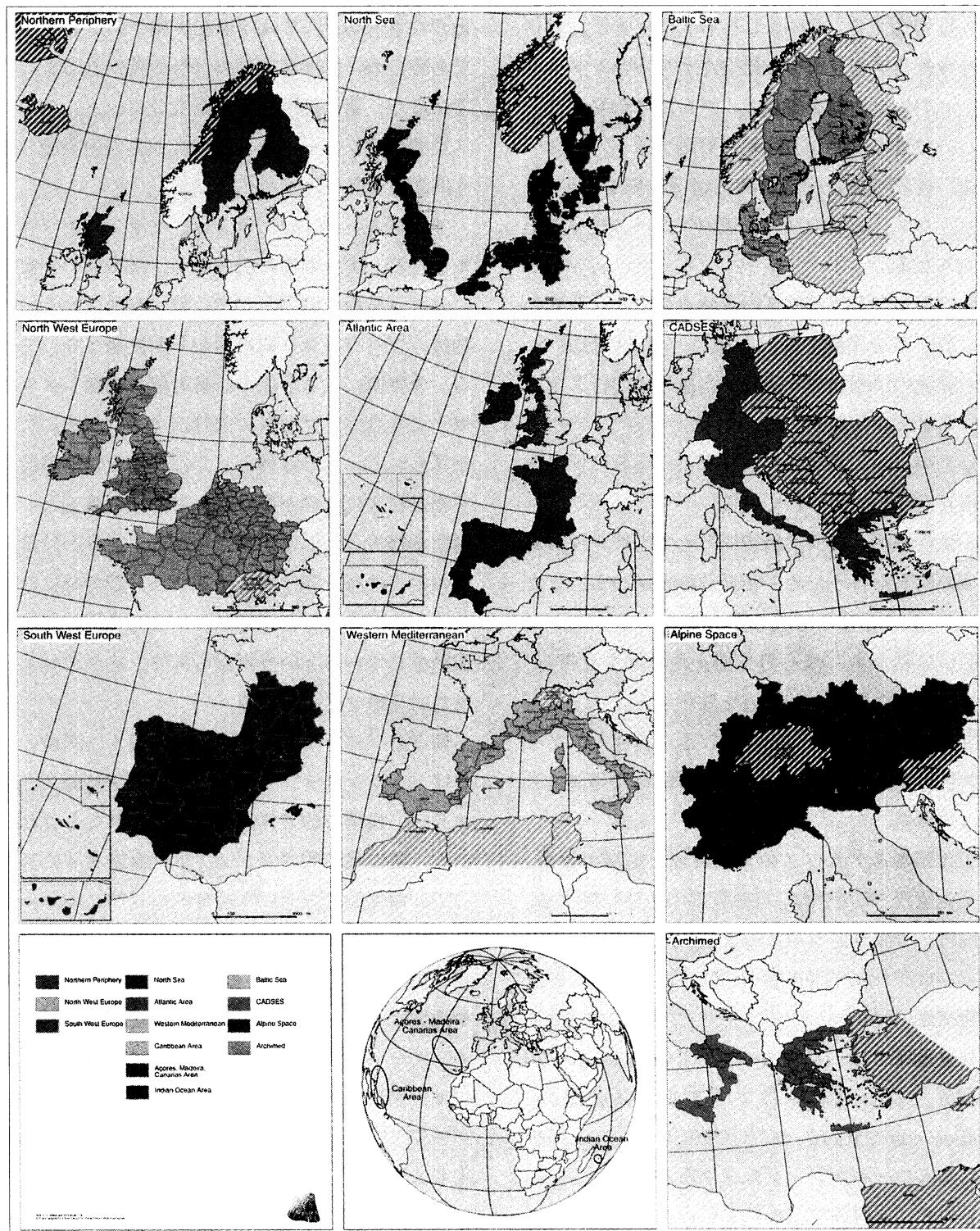


図1 インターレグⅢ B（2000–2006）プログラム対象地域

三段目右端：「アルプス空間プログラム」対象地域

出典：European Commission, *Structural Policies and European Territory: Cooperation Without Frontier*, 2002, p. 10.

2) アルプス地域の中心部と地域全体の関係を尊重しつつ、当該地域の持続可能な空間開発を推進する。EUによるアプローチと、ローカルなアプローチを結合させてトランスナショナルな活動を実施し、アルプスの発展において最も重要な諸問題に対処する。

3) 持続可能な交通機関と情報技術を用いて、アルプス地域の域外、域内アクセス性を向上させる。

4) 比類なきアルプスの自然遺産、文化遺産の豊かさを保護する。同様に、共通の措置や、経験の情報交換を通じて当該地域の住人を自然災害から保護する。

以上の目的に沿って、プログラム実施に伴う優先項目が4つ定義されている。

①生活空間、経済活動空間としてのアルプス地域の向上を行うため、相互認識を深める。またEUにおける多中心的な発展のネットワークにおいて競争力、求心力を備えた地域を目指し、持続可能な開発と競争力を強化する。

②効率性、交通・運輸における一貫性とアクセス性の向上に特化した、持続可能な交通システムの開発。

③比類無きアルプスの天然資源、地域の景観、文化遺産、環境保全、自然災害の予防に関する、慎重かつ論理的な運営の実施。

④プログラムや事後評価に関する行政面での技術補佐。

当該地域では、インターレグⅡC開始以前、70年代から80年代にかけて「アルプス評議会」(Alpes convention) や、UNESCOのイニシアチブによるワーキング・グループなどが存在していたものの、総合的な計画に基付いた制度は整っていなかった¹⁵。インターレグによる補助とプログラミングによって、より戦略的で網羅的な計画が実施されることになった。

インターレグの政策評価は事前評価、中間評価、事後評価と三段階に亘って行われる。政策評価の

報告は技術的側面、経済的側面、社会的影響、アウトプット、データの信用性等様々な側面から評価がなされる¹⁶。これは現在実施中のプログラムであるため、2006年以降の評価が待たれるところであるが、第三期中間評価研究レポート、アルプス空間研究レポートから越境広域協力の実施に伴う問題点を見てみよう¹⁷。

アルプス空間プログラムは、トランスナショナルな性質と実施期間の長さから、技術面や行政面における障壁が認識された。特に私的アクターの動員、プロジェクト間の繋がりが問題となっている。分野別に見ると②の持続可能な運輸システムや、より良いアクセスに向けたアプローチに欠点が見られる。その原因としては、インフラ整備や多額の投資に重点が置かれ、移動性の改善という側面を軽視したことが挙げられる。とりわけ参加国の中央政府や省庁が、インフラ分野で時にはインターレグを通じた予算以外の資源を用いて協力活動をしているという指摘もあり、それに対して批判的見解を述べている。

個々のプロジェクトを超えて共通する問題としては、トランスナショナルな協力のプロセス、アクター、政策目的全体に欠陥が見られたとされている。特に戦略的プロジェクトを設定するに当たって、領域的協力という最終的な目的に向かって取り組むことが重要になるが、プログラム対象地域の規模が広範な場合、共通の問題意識を参加国や地域に持ちにくくさせることが懸念されよう。インターレグのキーアクターにはNUTS 2（州レベル）が挙げられている。他方、市町村は戦略的プロジェクトデベロッパーとしての参加と、市町村ネットワークの形成が期待されている。パートナーシップ原則で参加が認められている以上、州政府議会や議員にも高い自主性が求められる。

当プログラムは2006年で終了するが、今期に得られたデータや事後評価は、次期中期計画(2007-2013年)にどう生かされるのであろうか。次期結束政策プログラムにはEU統合プロセスに

おける地域の重要性をより前面に打ち出した形での新しい政策が打ち出されている。地域政策では従来の優先目的が再編され、共同体イニシアチブを包括する「ヨーロッパ領域の協力」が優先目的3として設定される予定である。さらに、ヨーロッパにおける越境協力をよりスムースに発展させるため、「ヨーロッパ越境協力団体(EGCC)」の新規設置に関する提案がなされている¹⁸。EGCCはインターレグ及びそれ以外の越境協力に対するサポート機関という位置付けになっており、有効なツールとしての役割が期待されるところである。

2. インターレグからEU公共・空間政策へ： 広域圏協力のヴィジョン

2.1 インターレグからEU空間のグランド・デザインへ

インターレグの経験は、EUや地方自治体にとって越境協力の様々なメリットや弱点と同時に、EU地域政策、およびEU領域のガバナンスの在り方を考えさせる契機となった。構造基金を通じた再分配措置によって加盟国間の経済的格差は若干縮小したが、地域間格差においては改善の兆しが見られなかったのである¹⁹。そしてEU領域全体から見た中心一周辺の格差という空間的問題には、より根本的な対処が必要とされた。

このような背景のもと、1989年から欧州委員会はより総合的なEU空間のグランド・デザインに着手し始めた。計画文書の作成は欧州委員会と各国の空間開発担当閣僚による空間開発委員会を中心となり進められた。ここで注意するべきはEU空間計画が、一般的な国土開発と同等ではなく、独自の意味を持つとされていることである。「EU空間計画」は、社会的・経済的発展と環境保護のバランスを保つための、空間における諸活動の調整という意味を持つと定義される²⁰。さらに、それはEU／国家／トランシナショナルな広域圏／地域・地方各レベル間の垂直的・水平的協力を包

括する造語なのである²¹。文書作成作業は共通のEU空間イメージの具現化であったが、それはある意味において非常に政治的な側面を持っていたといえる。欧州委員会にとってはEUを一つの「空間」として捉え、表現することはEU統合のイメージにも強く影響を与えるものであった。他方、加盟国にとっては、自らの国や地域がEU空間においてどのように位置付けられるのかは重要な問題である。そのため完成までには各国間、そして欧州委員会と加盟国の利害対立が随所において見られた²²。10年に及ぶ議論の末に、1999年、ポツダムにおいて『欧州空間開発の展望：European Spatial Development Perspective』（以下、ESDP）最終ドラフトが空間開発委員会において採択された。

2.2 『欧州空間開発の展望：ESDP』

ESDPは第一部（A）と第二部（B）により構成される。第一部は「欧洲領域における均衡の取れた持続可能な発展に向けて：空間開発政策のもたらす貢献とEUの政治の新たな側面」と銘打たれ、ESDPの概念、空間開発とEU政策の関連性について述べられている。

第二部は人口や経済規模等、実証的なデータに基付いた地域分析が主となっている。

ESDPは、EUを形成する条約から派生した諸規則や公共政策から、ESDPの基盤となる主要原則を以下の三つとしている²³。

- 1) EUの経済的・社会的結束
- 2) 持続可能な開発
- 3) EU領域開発のための、均衡の取れた競争

これらは欧州連合条約第二条²⁴に示されたEUの目的を踏襲しており、ESDPもその実現に向けたものであることがわかる。

EU空間に強く影響を及ぼす政策として構造基金、農業政策（CAP）、競争政策、トランシヨーロピアン・ネットワーク（TENS）、研究・技術開発（R&D）EU投資銀行（BEI）の貸付業務が

挙げられている。EU領域の均衡のとれた発展のためには、従来のマクロ経済的視点に基付く被援助地域選出方法の他に、より空間的構造を考慮した分析が必要であるとされている。さらに、EU国境地域に関しては、トランサンショナルな広域圏で分野横断的なアプローチを行っているインテレグがESDPの試験台として最も影響力のある政策と位置付けられている²⁵。

EU空間の開発における三つの主要な政策目的は以下の3つである²⁶。

- ①多中心的（polycentric）な空間の開発と、都市—農村の新たな関係の確保
- ②交通・情報インフラへの平等なアクセス
- ③自然・文化遺産の適切な管理

第一の政策目的である多中心的な空間開発とは、複数の経済発展地域の開発によって、EU空間の人口と経済的活力の偏りを防ぐための手段である。

ESDPによれば、現在ヨーロッパにおいて世界的経済力を誇る地域は唯一、ロンドン、パリ、ミラノ、ミュンヘン、ハンブルクに囲まれた五角形のヨーロッパ中心部（ペンタゴン）のみとされる。しかし、ヨーロッパの大部分は都市化されていない上、EU15カ国中、都市部「ペンタゴン」居住人口は全人口の41%、面積に至っては18%を占めるに過ぎない。

従来は、このヨーロッパの経済的中心部と周辺地域を、交通インフラの整備によって結びつけることに力点が置かれてきた。しかしこのような開発構想は、ヨーロッパの大部分を占める農村部を考慮せず、EUの目指す都市と農村のバランスの取れた共存に合致しない。

ESDPにより、単一の地域発展モデルの代替案として提案されたのは、グローバル経済に対応するポテンシャルを持つ複数の広域圏の創設である。それは単一の都市部を核とするのではなく、核となる複数の中規模都市の周囲に、農村や市街が広がる広域圏が点在する都市地域（シティ・

リージョン：City Region）²⁷である。ニューマンは、このような都市を中心としたネットワークに基付く開発戦略は、ヨーロッパにおける国民国家の境界の希薄化と、それに伴う地域開発政策の変容を示すものであると指摘する²⁸。都市の持つ規模や求心力、資本の集中という利益を活用する一方で、都市部への過度な人口集中や開発により派生する農村の過疎化といった弊害を回避する必要がある。ESDPは多中心的開発に平行して都市部と農村部を結合するヨーロッパ横断ネットワーク（TENS）を確立することが、EU域内空間バランスの改善の鍵であると指摘する²⁹。TENSは既に、約4100kmの高速道路と3200kmの道路建設をヨーロッパ各地で行ってきた。それらはスペインやギリシャにおける交通渋滞やアクセス性の改善に効果を示している³⁰。

しかし環境とインフラ整備の関係については、ESDPは警告も発している。交通渋滞の改善には、高速道路のインフラ整備だけでは限界があるため、企業の設置場所に関する配慮や、環境を意識した交通手段をより評価することが必要である³¹。

第二の目的である交通・情報インフラへのアクセスについて、TENSの実現は、周辺地域に対して中心地へのアクセスを可能にし、ヨーロッパ地域の経済的発展を促すものとされる。このようなアクセスの保障に関して、ESDPはヨーロッパ領域における「摩擦のない移動性（frictionless mobility）」を強調する。多中心的都市システムの形成には、移動の障害を解消するためのネットワークシステムが不可欠であり、多中心的空間開発モデルと移動性は、それぞれがコインの表裏を成す補完的なものであると位置付けられている。

ESDPでは、知識へのアクセスも視野に入れていることが大きな特徴である。教育制度と職業訓練の充実は、雇用機会の平等を促進し、EUの競争力を高めるために不可欠であると捉えられている。

第三の目標である自然・文化遺産の管理も各国

の歴史や伝統を重んじるEUにとって要となる目的である。環境は国を超えたあらゆる空間における共通財として捉えられるが、EU域内でも環境政策や都市政策において、国境を越えた管理をしていかなければならない。共同体イニシアチブの一つURBANプログラムは、荒廃した土地再生や都市のスプロール化³²の抑制を支援している。

その他ESDPには被援助地域の決定に関する基準、土地利用に関する基準、各政策の機能的相乗作用、総合的な空間開発アプローチの必要性が指摘されている。

だがEUレベルの政策と各国、各地域の空間政策が必ずしも一致するとは限らない。非効率的な政策や不適切な開発から生じる地域間格差の拡大を防ぐため、ESDPはEUと加盟国、地域・地方までの垂直的協力、そして公的・私的アクターの相互的な協力に基づく水平的政策調整を含め、総合的な視点に立ったEU空間のガバナンスの在り方を提示している。

2.3 EU公共・空間政策の課題：第二のESDPへ向かって

ESDPは均衡の取れたヨーロッパ空間の構築と発展という目的のために描かれた、ガバナンスの青写真であった。諸公共政策と垂直的・水平的に相互作用するマルチレベルなアクターによって統治される空間は、将来的にEUの公共空間を形成する土台、またはその理念型の一つであるといえる。だが、もし公共空間を垂直的な制度と、水平的な連帯に基づく協働という二方向の動きが作用して作り出されるものと捉えるならば、それは権限を持つEUや加盟国政府以外の、私的アクターや市民と共に創られていくべきであろう³³。この問題はEUのジレンマであり続けている民主主義の欠如にも関連していく。

では、ESDPの空間計画構想は他のアクターにどのように受けとられたのかを見てみよう。EU地域・地方政府の代表である地域委員会

(Committee of the Regions) は意見書の中で、ESDPの考えを概ね支持しながらもその短期的視野や、社会的排除の問題に対する言及の乏しさについて批判的意見を述べている³⁴。同様に、ESDPでは地方政府の役割が軽視されていることにも触れ、空間政策実施における地方政府への諮詢と参加が保障されることがESDPの成功に必須であることを強調している³⁵。

他方、経済社会委員会（European Economic and Social Committee）は、ESDPの実現に向けて、NGO等非政府団体を含めた、あらゆるレベルにおける社会的・経済的パートナーシップの早期確立を推奨している。また、ESDPが雇用政策について言及していないことが、当文書の重大な欠点であることを指摘し、雇用政策の充実はローカル・レベルに多大なインパクトをもたらす経済的不均衡の改善に必要であると述べている³⁶。

ESDPは、都市と地域の協力はヨーロッパ領域全体の経済力を活性化させ、成長を促進するものとして肯定的に受け止めているが、同時に競争の激化を促し、後進地域からの人口流出、失業や格差の拡大といったネガティブな影響をもたらしかねない。EUはその影響を緩和し、社会的公正を補強する原動力として雇用政策の強化、地域・地方政府の代表やNGOの政策決定への参加を挙げている。EUと各セクター、政労使のアクターによる対話（ソーシャル・ダイアログ）³⁷もその一つである。2000年3月のリスボン欧州理事会で導入された「開放型調整方式」（Open Method of Cooperation:OMC）は、雇用と社会的連帯を保障しつつ、持続可能な知識ベース社会を目指す「リスボン戦略」の主要な柱として政策決定方式の新しい雛形となった³⁸。

上述した地域委員会や経済社会委員会の意見は、今後のEU空間政策にとって無視できない重みを持つ。ESDPで提示された空間のガバナンスをより民主的に実行するためには、EU領域とそこに居住する人々のニーズを把握し、EUの政策

をそれに適したものにすることが重要である。EUレベルの空間計画に関するさらなる議論と平行して、一般市民に対してもその計画の正当性を担保する措置が必要となるだろう。

残る課題は、EUが空間計画分野に関する権限を持たないという点と、ESDPをいかにして各レベルや関連する諸政策に反映させていくかという点である。

ESDPは非公式文書であり、法的拘束力を持たない。それはEU空間計画の実質性やポテンシャルを曖昧にしているし、空間計画と深く関連する国土開発は、基本的には加盟国の権限である。とはいえESDPの概念は、EUの地域・環境政策などにおいて反映されている。中でもその総合的概念を最も具体化している政策が、2000年－2006年度の越境協力プログラム・インターレグⅢBであるといえる。

インターレグⅢB対象地域を空間政策の観点から見てみると、広域圏発展の総合的計画を持ち、共同活動のための戦略的な適応の様式を早くから確立しているのはバルト海地域、北海地域などである。これらの地域はESDPに先駆けて‘VASAB2010’（バルト海地域）、‘Norvision’（北海地域）、など自らの空間計画を打ち出しその実施を進めている。他方アルプス地域、西地中海など、比較的最近に空間計画を開始した地域は、その萌芽が見られ始めてはいるものの、当該地域に適した空間開発システム構築にはまだ至っていないといえる。この事は加盟国レベルにおける空間計画の捉え方に大きく影響される。

北欧諸国においては空間計画の伝統があり、EUレベルの空間計画を受け入れる土台があるが、南欧諸国は一般的にESDPに懐疑的であるという傾向が見られる。イタリアは都市国家の歴史から、国家レベルよりもむしろ地域・地方レベルの都市開発の伝統が強い。またスペインでは空間開発は地域の権限下にあるため、幾つかの自治州はEU空間政策への適応に伴う再中央集権化を懸念して

いるとの指摘もある³⁹。このような、空間計画に対する異なる文化的・歴史的背景は実施における違いを生み、時にプロジェクトを進める上で障害にもなり得る。この問題に対し、文化的差異を良い形で生かすためのEUレベルのプロジェクトが既に始まっている。その1つである‘CULTPLAN’は、インターレグ実施における最大の問題は加盟国毎の文化的背景や習慣の相違であるという認識に基付き、トランクショナルな空間計画の運営方法に関する議論や研究を進めるためのリサーチプロジェクトである⁴⁰。

ESDPは15カ国体制のEUを前提としたプランであったが、拡大25カ国EUの領域的問題解決に向けた取り組みが今後必要となる。‘CULTPLAN’はまだ開始されたばかりのプロジェクトだが、次期インターレグや拡大EUにおける越境協力に向け、今後の成果が期待される。空間計画プロセスは、2001年以降、空間都市計画準備委員会と、欧洲空間計画監視ネットワーク（ESPON）に委ねられている。この機関の役割はEU空間政策の推進、各加盟国の空間計画の調整、そして研究機関の間のトランクショナル・ネットワークの調整を行うことである。

既にESDP発行より7年もの歳月が流れしており、現在の状況に即した第二のESDPが必要であると言えよう。今後EU地域の発展を考えていく上では、欧洲評議会の「ヨーロッパ空間計画担当閣僚会議」（Conférences Européennes des Ministres responsable de l'Aménagement de Territoire:CEMAT）による空間計画指針も参考に値する。ESDPがEU域内15カ国のみを対象としており、制度的・機能的側面からの空間ガバナンスを提示しているのに対し、CEMATはEU周辺国をも含めた欧洲全体を想定し、空間計画をそこに暮らす人々の生活や環境の改善のため、すなわち社会的結束の領域的側面として捉え、規範的概念に力点をおいた地域開発と空間計画の発展を提案している⁴¹。

3. EUにおける越境広域協力の意義：北東アジア地域への視座

3.1 EUにおける越境的協力の歴史と意義

インターレグや空間政策を通じて、EUにおける越境協力は地理的な隣接性に基付くものから、より広範囲における、機能的・空間構造的な協力へとその幅を広げてきた⁴²。しかしヨーロッパにはEUのプログラム枠外にも多くの地域間協力、特に隣接国境地域間の協力が存在する。それはユーロリージョン（Euroregion）という呼称に代表され、ある国境を挟む両方の国家の地方自治体からなる団体とされている⁴³。ユーロリージョンの原型は、ドイツ・オランダ間の国境地域における協力組織エウレギオ（Euregio）であるとされる。この地域は古来よりライン川、エーセル川、エムル川に取り囲まれた共通の経済的、文化的空間を形成していたが、ウエストファリア条約により分断されてしまった。1958年、境界の両側に住む市民の社会的、文化的交流の促進と、地域の経済的発展のためのプラットフォームが形成された⁴⁴。アルプス地域では1972年に設立されたARGE=ALP、1978年設立のALPEN=ADRIAがある⁴⁵。ARGE=ALPはスイス、ドイツ、オーストリア、イタリアの南チロル自治州を含む11州が参加している⁴⁶。また、ALPEN=ADRIAはハンガリー、スロヴェニア、クロアチアの自治体も含んだ協力組織である。その他、1982年創設の「西アルプス地域協働体Communauté de Travail des Alpes Occidentales:COTRAO）」が挙げられる。

このような国境地域の自治体イニシアチブによる協力枠組みを支援してきたのは、欧州評議会（Council of Europe）である。ユーロリージョンは1980年5月に署名された「地方自治体および地方公共団体の越境的協力に関するヨーロッパ枠組み協定」（通称、マドリッド条約）により法的に承認された⁴⁷。この協定には現時点において33カ

国が署名している。そしてEU拡大前には中・東欧諸国の非EU加盟国に対しても、門戸が開かれていた。拡大を目前にしていた90年代のEUと、加盟候補国との国境隣接地域において協力が見られた背景には、欧州評議会やヨーロッパの地域を統括する協力団体の多大な貢献があった。代表的な機関としてはヨーロッパ地域議会（Assembly of the European Regions：以下AER）や、ヨーロッパ国境地域同盟（Association of European Frontier Regions：以下AEFR）欧州地城市町村評議会（Council of European Municipalities and Regions：以下CEMR）が挙げられる。

第二次世界大戦によって疲弊しきっていたヨーロッパの経済的復興の最初の突破口として、独仏国境間の石炭鉄鋼資源の共同管理を行おうとする試みが、今日のEUの出発点であった。しかし経済的側面と同様、もしくはそれ以上に、ヨーロッパ及びその諸国家間の平和のためには、地理的に連続する大陸を分断している国境を超えて協力する必要があるとの強い認識があったと思われる。ユーロリージョンは正にその構想を体現している。自発的な地域間協力が、インターレグ開始以前からも育まれていたことは、ヨーロッパにおける地域間協力の意義や役割を考察する上で大きな示唆を与えてくれる。

しかしながら、行政制度の齟齬の問題はほぼ全ての地域間協力につきまとい、そこから派生する共通戦略設定の困難さや調整役の欠如が協力の障害になり易いことも事実である。例えばエウレギオにおいてはEUの助成金を期待する地域の利害調整⁴⁸、国境をはさんだ自治体間の社会保障や税制等の相違、インフラ事業の資金面の問題が今後克服するべき課題とされている⁴⁹。それらの課題を克服するために、インターレグの事前・事後評価は、異なる制度を持つ自治体が共通の目的を達成するための調整枠組みとして機能する。

ユーロリージョンを始めとして、越境地域協力はEUの制度化によって洗練されてきた。しかし

地域住民の生活や意識面との乖離、そしてEUの民主的な制度構築におけるジレンマが顕在化していることもまた事実である。ルージュモンが提唱したように、上からの押し付けではない、地域住民による自発的な協力組織の形成は地域間協力の形として理想的であろう⁵⁰。では、なぜEUは制度としての越境広域協力を推進するのであろうか。

ヨーロリージョンの歴史やインターレグの事例から引き出せる、あらゆる規模の越境協力に共通する主要なメリットとして、国境を越えた交流と平和的関係の構築、共通の環境・自然という国際公共財の管理と運営、そして経済的発展を挙げられよう。とりわけインターレグⅢBの広域協力枠組みは、一国内に限定されない発展の可能性を地方自治体に与える。一国内の周辺地域が、単独でその状況から脱出して再転換や再発展を図ることは多くの面において困難である。例えばイタリアにおける‘Mezzogiorno’(南部)と産業中心地としての北部の対比や、フランスではパリを含む大都市圏イル・ド・フランスとそれ以外の地域では大きく条件が異なる。バルトリーニは地域の持つ様々な強みを地政学的資源、文化的独自性の資源、経済的資源、政治制度資源に区分し、その強弱によって中央政府との関係や圧力が変化することを指摘している⁵¹。それに従えば、EU空間政策に見られる多中心的開発という概念や、その具体的措置であるインターレグは、周辺地域に対する政治制度資源、経済的資源をEUレベルで供給するものと考えられる。周辺地域はEUレベルの政策や行政システムの中で自らの資源や求心力を高めることができ、自国の中央政府との関係においてもより強い位置を獲得する。

越境広域協力は、EU統合推進というより大きな文脈においても重要な意義をもたらす。EUが掲げる「多様性の中の統合」という理念方針に込められているのは、地域によって異なる歴史的背景や条件を前提としながらも、ヨーロッパの平和、発展といった目的に基付く、共通の政治経済空間

を構築していくことである。

EU地域政策や空間政策の目的は、諸地域が統合によって負の影響をこうむるのではなく、むしろ地域的特性や条件を、強みに変換していくような形で域内の格差を埋めることである。諸地域の均衡の取れた発展を促すことが、経済的発展や競争力の強化だけでなく、EUの目指す多元的な統合にも繋がっていく。拡大を達成し、一層の領域的結束が謳われる現在、越境協力はこれからEU統合過程において重要な政策の一つであると捉えられていることは疑いがないであろう。

3.2 北東アジア地域における越境広域協力の展望：EUとの比較から

これまでEUにおける越境協力や、公共・空間政策に関して検討してきた。最後にヨーロッパの事例から見た北東アジア地域への視座について考察してみたいと思う。

冒頭に述べたように地域統合構想は北東アジア地域においても浮上してきている。しかし実質的には統合への歩みは開始されたばかりであり、またその動きは停滞気味である。原因は複数存在するが、強烈なナショナリズム、未熟な地域アイデンティティ、日中及び日韓の信頼関係の欠如、域内メンバーの経済的規模の非対称性といった要素が挙げられる⁵²。特にナショナリズムに関して、北東アジア地域は未だ国家主権のパラダイムから抜け出せずにいるように思える。EUは地域統合の先駆者であり、その制度や経験からは利点も欠点も含めて、得る教訓が多いと思われる。そして当地域にも適用が可能である制度は大いに参考にする意義があると考える。しかしヨーロッパと北東アジア地域はそれぞれが異なる固有の条件下にあり、EUの制度をそのままアジアに適用することが可能なわけではないことは自明である。

ここにおいて、選択肢の一つとして、海を公共財と捉える越境広域協力の可能性を指摘したい。ヨーロッパのエウレギオやインターレグの事例に

見たように、国境地域における資源の共通管理の必要性は、初期の越境地域協力の大きな要因であった。北東アジア地域は連続的な地形構成ではないが、共通の海を持っている。そこにおける環境保護、津波災害防止、漁業、船の運航といった環境管理に関連する共通制度の整備は、一国内で完結するものではない。海や海を巡る広域圏の環境を公共財と捉える観点によって、北東アジア地域の越境的連携が可能となる。それは地域的安定と平和、そして発展において必要不可欠である。この文脈において特に日中関係、日韓関係の改善は重要な課題である。これらの諸国は、北東アジア地域における政治経済統合推進のキープレイヤーとしての役割を担っている。共通の未来へと向かうプロセスこそが北東アジアとそれを含むアジア地域の平和構築に必要とされているのである⁵³。

アジア全体を見れば、ASEAN+3の枠組みが国家レベルにおける実質的な政治・経済対話フォーラムとなっており、昨年12月のサミットは記憶に新しい。既に具体的な共同体計画の構想も生まれつつある。東アジアヴィジョングループ(EAST ASIAN VISION GROUP: EAVG)が2001年に発表したレポートは、東アジア共同体に向けて紛争予防と平和構築を基本的概念に据えた、包括的・長期的視野からの共同体の在り方を提言している⁵⁴。ここでは人間の安全保障やグッド・ガバナンス、環境保護も指針に含まれており、経済発展にとどまらない協力を目指すという点でCEMATに類似する点がある。

しかしながら、その実施に至るにあたっては乗り越えるべき壁が多い。相互的な信頼醸成が進まない場合、それは他の諸分野における協力の発展にも障害となる。既に先行している経済分野での交流から他分野へのスピルオーバーが不可能ではないとしても、外交面における状況が改善されない限り、暫くの時間を要すると思われる。

他方、地域・地方レベルにおける越境的交流の萌芽は穏やかに、しかし着実に芽吹いている。地

方自治体の友好姉妹都市提携による国際交流は、2004年には府県単位で867、市町村では1374という統計からもそれは窺うことが出来る。特に日本海側の地方自治体と、中国・韓国・ロシアなどの交流は内容も多岐に渡っており、充実した成果が見られている。ロー・ポリティクス分野を中心であるものの、自治体レベルの交流は、市民が直接的な相互理解を深めていく枠組みとしては、国家レベルよりもむしろ現状に適している。実質的な交流の積み重ねは相互信頼の基盤となり、政治・経済交流への段階的進展へ向かうことを容易にするだろう。成功例として北九州市与中国・大連市、韓国の仁川広域市の協力など複数の提携自治体ネットワークが挙げられる。これは1991年から「東アジア（環黄海）都市会議」として9都市が参加するフォーラムとなり活動を続けている⁵⁵。初期には一対一の交流でもその積み重ねの中で複数の自治体が参加することによって、より大きな多国間協力のフォーラムを形成する可能性が広がることを示す好例であろう。他にも「北東アジア地域自治体連合」による地方レベルの交流への支持活動があり、環日本海経済研究所(ERINA)も「北東アジア経済会議」の開催などを通じて、民間企業やその他の非国家アクターを取り込みつつ当該地域の発展に大きく寄与している。

EUとは逆に、国家レベルにおける地域統合が進みにくい状況にある北東アジア地域においてこそ、地域・地方レベルからの越境協力を促進し、積極的に生かすチャンスがある。

サブナショナルレベルにおける越境広域協力の視点は、グローバル社会における国際協力と新しいリージョナリズムを担う重要な役割を担っている⁵⁶。21世紀に入り一層急速に変化しつつある世界と国際情勢の中で、北東アジア地域は焦らずに着々と、この地域にふさわしい平和的且つ発展的な協力体制の在り方を模索していくことが必要となるであろう。

-
- 1 本稿は、2005年第11回環日本海研究大会分科会での発表と、その際に頂いたコメントを基に加筆・修正を加えて再構成したものである。貴重なご指摘を下さった各先生方に、この場をお借りして深く御礼申し上げる。
- 2 Claude du Granrut *Europe, le temps des Régions*, L.G.D.E, 1996.
- 3 Thomas Christiansen "Borders and Territorial Governance in the New Europe", Renate Kicker (Eds.), *Changing Borders*, New York, P.Lang, 1998.
- 4 Giuseppe Vedovato "La Cooperazione Transfrontaliera e l'Europa di Domani", *Rivista di Studi Politici Internazionali*, AnnoXII. No.2, Aprile-giugno, 1995, p.249.
- 5 Anke Strüver "We are only to re-act, not to act; Eurocrats' strategies and borderlanders' tactics in a Dutch-German cross-border region", Olivier Kramsch and Barbara Hooper *Cross-Border Governance in the European Union*, Routledge, 2004.
- 6 Marksらは複雑な制度やより柔軟なアクターの動きを捉えるべく2タイプのMLGを新たに展開している。以下を参照。Gary Marks and Liesbet Hooghe "Contrasting Vision of Multi-level Governance" Ian Bache and Matthew Flinders (eds.) *Multi-Level Governance*, Oxford University Press, 2005.
- 7 Spatialの公共・空間という訳語については、その内容が諸公共政策を束ねる概念であること、それが将来的なEU公共空間ガバナンスの基盤につながる概念を包含している点を示すためである。
- 8 ここでは日・中・韓・台湾・ロシア・北朝鮮を想定している。
- 9 高橋和「ユーロリージョンにおける協調と対立－下位地域協力の拡大とその要因」『山形大学紀要（社会科学）』第30巻、第2号、2000年、28ページ。
- 10 (COM)Communicazione, No.96/C200/07,10.07.1996.
- 11 西地中海・ラテンアルプス地域、東西ヨーロッパ地域、大西洋沿岸地域、中央・北西都市地域、北海地域、バルト海地域、中央、アドリア海沿岸、ドナウ川流域、南東ヨーロッパ地域
- 12 European Commission, *Europe2000+ - cooperation for European territorial development*- 1994.
- 13 高橋、前掲論文（注2）、29ページ。
- 14 OJ,C143, 23.05, 2000.
- 15 European Commission, 'Ex-Post Evaluation of the Interreg II Community Initiative' Group 13, p. 30.
- 16 European Commission, The 2000-2006 programme period :Methodological working papers :*The Mid-Term Evaluation of Structural Fund Interventions-Interreg III*, 2002.
- 17 INTERACT, *A Study of the Mid-Term Evaluation of INTERREG Programme*, 2005, pp. 155-157.
- 18 COM (2004)496 final.
- 19 European Commission, *The First Report on Economic and Social Cohesion*, 1996, pp. 17-25.
- 20 European Commission, *The EU compendium of spatial planning systems and policies*, 1997, pp. 23-24.
- 21 桜本英雄「歐州越境広域グランドデザインのジオガバナンス的分析」『環日本海研究』第11号、2005年、41-42ページ。
- 22 Faludi Andreas and Waterhout Bas, *The Making of the European Spatial Development Perspectives :No Masterplan*, Routledge, 2002.
- 23 Committee on Spatial Development, *ESDP : European Spatial Development Perspective - Toward a Balanced and Sustainable Development of the Territory of the EU* , 1999, partie A, para.18.
- 24 欧州連合条約第二条「…特に域内国境のない地域の創出を通して、経済的および社会的結束の強化を通して、ならびに本条約の規定に従い最終的には単一通貨を含む経済通貨同盟の設立を通して、経済的および社会的進歩と高水準の雇用を促進しつつ均衡の取れた持続可能な発展を実現すること。
- 25 Committee on Spatial Development, op.cit.,partie A, p. 39.
- 26 Committee on Spatial Development, op.cit.,partie A, para.65-66.
- 27 岡部明子（2003）242頁。またグローバル都市と都市地域については以下を参照。サスキア・サッセン「グローバル都市とグローバル地域：その比較」アレン・J・スコット、坂本秀和訳（2004）『グローバル・システム・リージョンズ』ダイヤモンド社。
- 28 Herrschel Tassilo and Peter Newman, *Governance of Europe's City regions*, 2002, p. 61.
- 29 Committee on Spatial Development, op.cit., partie A para.69-71.
- 30 European Commission, *Third Report on Economic and Social cohesion*, 2004, p. 8.
- 31 TENSネットワークと環境問題については、CSD内部でも意見対立が見られた。以下を参照。Ole B. Jensen and Tim Richardson, *Making European Space : Mobility, Power, and Territorial Identity*, 2004, pp. 128-133.
- 32 スプロール現象とも呼ばれ、無計画な都市開発に派生する現象を指す。地域の統一的な整備の欠如は都市の

- 空洞化や非効率性を招くとされる。
- 33 垂直的な強制権力と水平的協働や連帯が織り成す社会システムとしての公・共・私モデルは、ESDPのガバナンス・モデルにも通じる。富野暉一郎「新しい都市民主主義を求めて—自治としての都市ガバナンスー」『岩波講座都市の再生を考える 都市のガバナンス』岩波書店、2005年、232-239ページ。
- 34 Committee of the Regions, 'Opinion of the Committee of the Regions on the ESDP', 266/98 final, p. 6.
- 35 *ibid.*, p. 26.
- 36 European Economic and Social Committee 1131/98 'Opinion of the Economic and Social Committee on the ESDP- First official draft'.
- 37 OMCについては以下を参照。福田耕治「欧洲憲法条約とEU社会政策におけるOMC東方拡大とソーシャル・ガバナンスの新形態」『同志社法学ワールドワイドビジネスレビュー』第6巻第1号、2005年、1-20ページ。中野聰「欧洲社会モデルとソーシャル・ダイアローグ—ユーロ・コーポラティズムの形成か?—」『日本EU学会年報』第24号、2004年、186-206頁。
- 38 Presidency Conclusions, Lisbon European Council, 23 and 24 March.
- 39 Giannakourou, Transforming Spatial Planning Policy in Mediterranean Countries:Europeanization and Domestic Change, European Planning Studies, Vol.13, No.2, 2005, pp. 319-333.
- 40 <http://www.cultplan.org/> (2006年4月アクセス)
- 41 桜本、前掲論文、46-48ページ。
- 42 Bartolini Stefano, *Restructuring Europe*, Oxford University Press, 2005, pp. 264-267.
- 43 欧州評議会HP内においてヨーロッパリージョンの定義、またそれと認められる各地域間協力のリストが開示されている。<http://www.coe.eu.int/>
- 44 渡辺 尚「エウレギオとEU国境地域政策」『日本EU学会年報』第22号、2002年、272-275ページ。
- 45 Schmitt, Nicolas, *L'émergence de régionalisme coopératif en Europe*, Presse Universitaire Fribourg, 2003, pp. 261-264.
- 46 Andreotti Giuliana, 'L'Euroregione Tirolo: uno spazio di cooperazione per la nuova europa', Piero Bonavero and Edigio Dansero (Eds.), *L'Europa delle regioni e delle reti*, UTET, 1998, p. 176.
- 47 Convention-Cadre Européenne sur La Coopération Transfrontalière des Collectivités ou Autorités Territoriales', STCE. <http://conventions.coe.int> (2006年3月アクセス)
- 48 エウレギオのインターレグⅡにおける支出負担比はEUが50%、州政府が30%、地域が20%であった。
- 49 室田哲男『欧洲統合とこれからの地方自治』日本法制学会、2002年、153ページ。
- 50 De Rougement Denis, *Lettre ouverte aux européens*, Edition Albin Michael, 1970. (波木居純一『ヨーロッパ人への手紙』紀伊国屋書店、1975年。)
- 51 *ibid.*, p. 278.
- 52 毛里和子「東アジア共同体と中国の地域外交」山本武彦編『地域主義の国際比較』早稲田大学出版社、2005年、79-80ページ。
- 53 福島安紀子「東アジア共同体へのプロセス」『NIRA政策研究』2006年1月号。
- 54 Luong T. H. Dinh, 'Regional Powers and the Building of an East Asian Community' Asia-Pacific Journal of EU studies, Vol.3, No.1/2, 2005, pp. 45-50.
- 55 千葉康弘『北東アジア経済協力と地域振興』環日本海アカデミック・フォーラム <http://www.joho-kyoto.or.jp/~acdfo/data/2000/zk0001.html> (2006年4月アクセス)
- 56 多賀秀敏「東アジアの地域主義に関する一考察」山本編、前掲書。

(2006年5月1日 投稿受理)

Study of Transnational Cooperation and Spatial Planning in the EU: A perspective for Northeast Asia

OKANO Meri (Postgraduate Student of Waseda University)

This paper analyzes the significance of transnational cooperation in the EU, focusing on INTERREG III B program and spatial policy. Firstly, it looks back upon the circumstances into which cooperation between regions has developed within the INTERREG program. Regional cooperation had been developed first in bottom-up approach. Within the INTERREG II C it became more comprehensive including aspect of spatial planning. It then examines "European Spatial Development Perspective", a first grand design of the EU, stressing the challenges for the second updated ESDP.

Finally it will focus on the regional

integration in Northeast Asia where, unlike the EU, many difficulties arise due to different economic conditions of the countries and dominant belief in national sovereignty. These factors block regional cooperation. The paper concludes whilst it is difficult to find a solution at a national level, transnational partnership could be a useful way for gradual cooperation, as well as for initiating an integration project in future. Considering the sea as a common area, partnership in the maritime sphere for the sake of peace and prosperity in Northeast Asia can be a good start for common project.